省　令

○法務省令第二十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

法務大臣　上川　陽子

登記事務委任規則及び法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二　仙台法務局石巻支局、気仙沼支局及び名取出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、仙台法務局で取り扱わせる。

第二条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、別表盛岡地方法務局の部の改正規定中

「「大船渡市　一関市　陸前高田市　奥州市　胆沢郡　西磐井郡　気仙郡」」を「「一関市　奥州市　胆沢郡　西磐井郡」」に改め、「同款大船渡出張所の項及び」を削る。

第二条のうち、登記事務委任規則第三十七条の改正規定中「、水沢支局」を加える」を「、水沢支局」を加え、「及び二戸支局」を「、二戸支局及び大船渡出張所」に改める。

附則第三号中「仙台法務局の部及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則に次の一号を加える。

四　第一条中別表仙台法務局の部の改正規定　別に法務省令で定める日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

○法務省令第二十八号

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部の施行期日を定める省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年五月七日とする。

○厚生労働省令第九十五号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項第二号ロに次のように加える。

(3)　その他イ(1)から(4)までに掲げる保険給付の受給権者であることを証する書類

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の二」を「第十五条の四」に改める。

第十五条の三第二項第二号ロを次のように改める。

ロ　イの場合以外の場合にあつては、次に掲げる書類

(1)　死亡した年金給付の受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であつた者と第二項請求者との身分関係を明らかにすることができる書類

(2)　その他イ(1)から(6)までに掲げる給付の受給権者であることを証する書類

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○消費者庁
厚生労働省告示第一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年四月二十四日

消費者庁長官　板東久美子

厚生労働大臣　塩崎　恭久

前文中「移管することとし、」を「移管した。」に、「食品衛生法における」を「法における」に、「移管することとなった」を「移管され、平成二十五年には、法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）における食品の表示に関する規定を統合した食品表示法（平成二十五年法律第七十号）が制定された」に改め、「平成十五年法律第五十五号」の下に「。以下「平成十五年改正法」という。」を加える。

第一の一中「改正法」を「平成十五年改正法」に改める。

第一の二中「に規定する表示についての基準の遵守及び」を「の規定により定められた表示の基準及び食品表示法第四条第一項の規定により定められた表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の遵守並びに」に、「以下「」を「以下これらを「」に改める。

第二の三中「及び地方農政事務所、独立行政法人農林水産消費技術センター」を「、独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改め、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）及び」を削る。

第二の四中「輸入食品検疫検査センター」を「輸入食品・検疫検査センター」に改める。

第三の一の1中「基づく食品等の表示に係る」を「基づき定められた器具又は容器包装に関する表示の」に改め、「徹底する。」の次に次の段落を加える。

加えて、食品表示基準（食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）第五条第一項に定める事項に係るものに限る。）についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

第三の一の2中「すべて」を「全て」に、「法第十九条」を「食品表示基準」に、「アレルギー物質」を「アレルゲン」に改める。

第五の一中「改正法」を「平成十五年改正法」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四八五二	二七、四、三	秋山　勉
四八五三	二七、四、三	松井　宣之
四八五四	二七、四、三	小美野和典
四八五五	二七、四、三	日笠　肇
四八五六	二七、四、三	金坂　武男
四八五七	二七、四、三	池田　昌三
四八五八	二七、四、三	東　春樹